日刊



行 発 東京都

規 則

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……… ○健康増進法施行細則の一部を改正する規則…(福祉保健局保健政策部健康推進課)…

-------(福祉保健局保健政策部医療助成課)…

○東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則………………

-------(福祉保健局生活福祉部計画課)

……………………………………(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)…

○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(同)…|| ○多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する規則

○東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則…(港湾局総務部財務課)…|| ………………(建設局河川部指導調整課)…||

○東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則………… ………………………(港湾局港湾経営部振興課)…|三

部を改正する規則……………………(同)…

○東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則…………………(同)…|云

(同) :: | 云

四

1

○火災予防条例施行規則の一

………………(東京消防庁企画調整部企画課)…|四

目 次

26

する。 別記第二号様式中

設置者

(を3.844) 円 名

を

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の | 所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 |

൛디

郵便番号

Ł

 $\stackrel{\leftarrow}{\mathbb{H}}$ 黑

焽

置者

凩

電話番号

に、

給食運営状況票

「添付書類

を「熱付書類

都及無政党犯罪」に改める。

給食施設の平面図」

別記第三号様式中

規

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

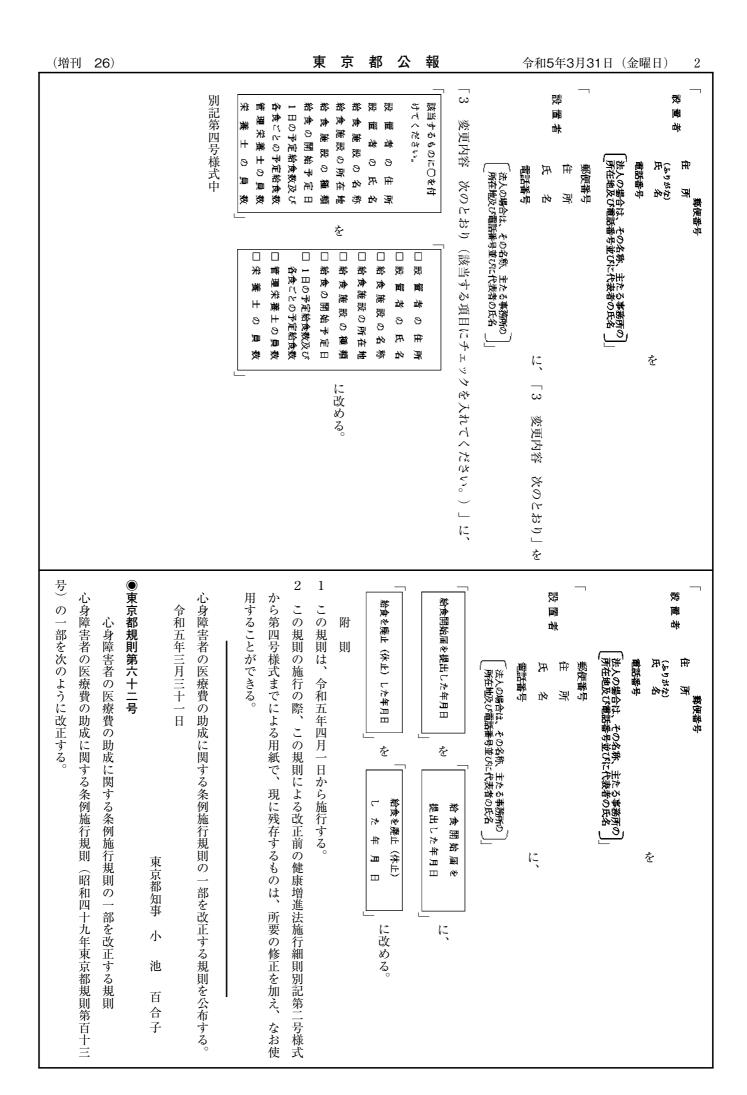
東京都知事 小 池 百 合子

東京都規則第六十一号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年東京都規則第百五十三号)の一部を次のように改正

則



(注)1 保険の療養費支給決定通知書、領収書等を添えて申請してください。 なお、医療保険での付加給付のある人は必ず申し出てください。

- 口座振込の場合は、対象者以外の口座には振込できませんので注意してください。 対象者が未成年の場合は、国民健康保険の世帯主(組合員)又は社会保険の被保険者(組合員)が申請代行者となります
- 保険者番号は右詰めて、記入してください。

- 国に事情に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します。」のチェックボックスにチェックしてください。 (家公的場合の支持者の近後の一種女女変面のための側所を口磨の更要等に関する法律(令和3年法律系38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による | 重要に張り口唇というます。)

改める。

別記第五号の二

下記の金融機関口座への振込みを依頼します。

	蓋	依頼	振替	風口
口座名義人	(フリガナ)		金融機関コード	銀行 信用金庫 信用組合
			店舗コード	本店 支店 出張所
		2 当座預金	1 普通預金	種目
				口座番号 (右詰めで記入)
_			を	

口公金受取口座を利用します(利用する場合、口座情報の記入不要)。

П П	(フ	依頼	振替 金	極
座名義人	(フリガナ)		融機関コード	銀行 信用金庫 信用組合
			店舗コード	本店 支店 出張所
		2 当座預金	1 普通預金	種目
				口座番号 (右詰めで記入)
		に改める。		

ックポックスにチェックしてください(※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座 の登録等に関する法律(令和 3 年法律第38号)第 3 条第1項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定によ る登録に係る口座をいいます。)。 国に事前に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します。」のチェ

附

1 · 四月 この規則は、 日 から施行する 公布の日から施行する。 ただし、 第一条第一号の改正規定は、 令和五

> 2 号様式及び第二号の三様式については、 令和五年八月三十一日までの間、 の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号の三様式の規定にかかわらず、 この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第二 なお従前の例によることができる。 この規則による改正後の心身障害者の医療費

13

3

条例施行規則別記第一号様式、 る用紙で、 この規則の施行の際、 現に残存するものは、 この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する 第一号の三様式、第五号様式及び第五号の二様式によ 所要の修正を加え、 なお使用することができる。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則 0 部を改正する規則を公布する。

東京都

知事

小

池

百

合

子

令和五年三月三十一日

●東京都規則第六十三号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 東京都福祉のまちづくり条例施行規則 (平成八年東京都規則第百六十九号) の —

合にあっては、七十センチメートル以上)」を加え、 階の部分以外の部分の床面積を除く。4)において同じ。 、和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある 別表第三 十の項三②中 「七十五センチメートル以上」の下に「(一般客室の床面 同項三に次のように加える。 が十五平方メートル未満の場

方メートル未満の場合にあっては、 客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。 (一般客室の床面積 別表第五 (4)通路その他これに類するもの) る場合にあっては、 が十五平方メートル未満の場合にあっては、八十センチメートル以上)とすること。 (2)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するも (当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられてい 十の項三③中「七十センチメートル以上」を「七十五センチメートル以上 (和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該 当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する の幅は、 七十センチメートル以上)」 百センチメートル以上(一般客室の床面積 (5)において同じ。 に改め、 同 項(三)(6) が十五平 般 中

(2) すりつけ勾配は、五パーセント以下(ただし、沿道の状との段差 (1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、二二 歩道と車道 (一) 単路部	で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、道舗装下とすることができる。	他の特別の理由によりやむを得ない場合は、ニパーセントの特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他ント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、カパーセント以下とする。ただし、② 歩道の縦断勾配は、五パーセント以下とする。ただし、② 歩道の縦断勾配は、五パーセント以下とする。ただし、	さる歩行空間を連続して確保するこ原則として二メートル以上とし、歩	 ☆ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、十五センチメ (3) 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、十五センチメとすること。 (3) 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、十五センチメとすること。 (4) 歩車道の分離 (5) 歩車道の分離し、歩行者の安全を確けます。 	整備項目整備基準	別表第八 道路に関する整備基準(第五条関係)	別表第八を次のように改める。	通路その他これに類するもの)の幅は、百センチメートル以上(一般客室の床面積る場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接するの(当該出入口に接して脱える)が正乃その他これでに奏する場所な話になれてい	(名を日、コニを、これでき、3)の規定に該当する便所及び必を「⑥」に改め、同項三中⑥を
八案内・標示	七ベンチ等	五 視覚障害者	四横断歩道	三 部 耳 リ ノ オ	Ē				
こと。	として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設性に配慮した構造とすること。	合においては、輝度比が確保できる措置を講ずること。 できない場合には、他の色を使用することができる。この場だし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮だし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮ロックを敷設すること。 □ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。たロックを敷設すること。	こと。 「一横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けるること。 」。 「本行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設け	殊縁石を用いる場合は、十パーセント以下)とすること。	ے	形式とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設ける 続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き	の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連自動車交通量の少ない細街路などと交差する場合は、本線圧 細街路との交差部	等 歩	

東

京

都

公

別記第五号様式1字(第二十)

· 表) 中

九 路附属物とし ての駐車場) 駐 車場 (道 ペースを一以上設けること。 できるよう十分な配慮をするとともに、 駐車場の整備に当たっては、 高齢者、 障害者のための駐車ス 障害者等が円滑に利用

別表第十 一の部十九の項を次のように改める。

(ベンチ等)

休憩設備 (--)及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設

各至

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 席における優先的に利用することができる者を表示する標識」「の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先 を設けなければならない。

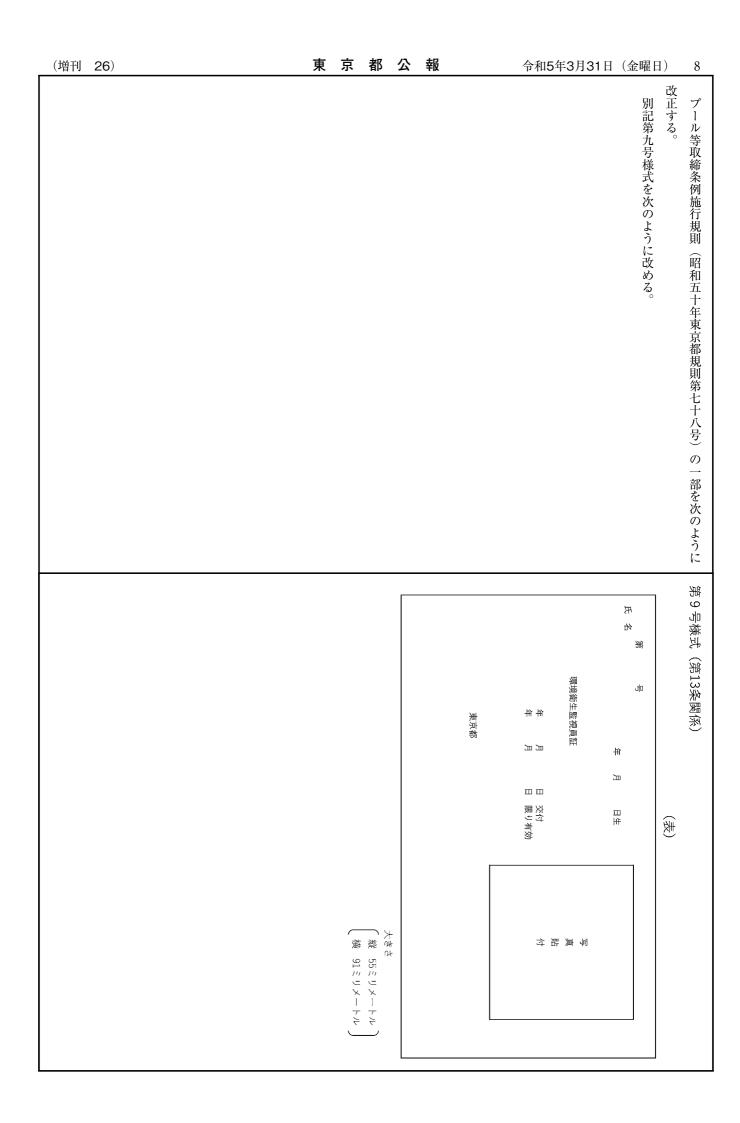
別記第二号様式中「齒袷のまちびへり鬱徧甚〜2022」を「齒袷のまちびへり鬱徧

耕権2023」に改める。

															1
(a)	<u>(4)</u>	ω	0	ΤĪ		4	ω	(S)	Θ	ω	ω	(S)	Θ	2	_
Wet Big Link しくい 3001、Him 4501 Man 2018 を	客室内には階段又は段を設けない。 →同一を安内にないておかの除がある担合 佰科段を推動している担合 ※安等の内側の必囲易作品の責任業を動ける担合を除く	1 以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)75cm(客室面積 15 ㎡未満の場合は 70cm)以上	出入口の幅 (開放時有効) 80cm以上	. EVその他の昇降機を併設している場合は、	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	出入口幅 (開放時有効)80cm以上	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅 (開放時有効)80cm以上	便所内に車椅子使用者用便房(※10)を設置	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置
										7				6	
							に改め、同様式2俵中								

宿泊施設の <u>@</u> Θ (O) Θlω Θ |車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの |車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの 宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの 宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、 便所内に車椅子使用者用便房(※10)を設置 出入口幅 (開放時有効)80cm以上 車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅 (開放時有効)80cm以上 客室内には階段又は段を設けない。 出入口の幅(開放時有効)80cm以上 以上の便所及び裕室等の出入口の幅(開放時有効)70cm ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、 →同一客室内において複数の階がある場合、傾斜路を併設している場合、浴室等の内側の必要最低限の高低差を設ける場合を除く。 車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置 この限りでない。 その前後に高低差なり その前後に高低差なし を

7	分	和5	年3)	31	日 (金曜	日)				果		都		<u>公</u>	较											()	曽十	·[]	26	<u>3)</u>
7 3 条例第二十二条第二項に規定する勧告において勘案する整備基準は、		和 かわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げな	年 正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。	完成の日から起算して六十日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改	日 規定する整備基準適合証(以下「適合証」という。)の交付については、当該施設の(金 う。)第二条第三号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第十五条第一項に曜	日 京都福祉のまちづくり条例(平成七年東京都条例第三十三号。以下「条例」とい	2 施行日から起算して三十日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、	1 この規則は、令和五年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。	附則	果		沿 (2) 優先席を設ける場合は、付近に優先的に利用することを表示する標識の設置 きる者を表示する標識の設置	() フチ等)	☆ 17 休憩施設(ベ (1)休憩用の設備の設置(*)		別言等サミ林 京学県 アチ 半 関語等サミ林 京学県 アチ 半 関語 できた 製備 半 () おおお () といって はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	休憩施設(ベ 休憩用の設備の設置		一 ① 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	車椅子使用者用	- -	- 2 車椅子使用者用客室の便	「宿泊施設の 1 車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合は1/50以上、	① 1以上の便所及び裕室等の出入口の幅(開放時有効)75cm	用		一 3 車椅子使用者用			の 「宿泊 旃診の 「― 1 庫格子使用者用変宝を、全宝数水2000以下の場合は1/50以上:
『基準は、施行日前にこ プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則	●東京都規則第六十四号	³ 適合証の交付を妨げな	という。)の規定にか 令和五年三月三十一日	には、この規則による改 プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。	:ついては、当該施設の 	紙で、現に残存するものは、	4 この規則の施行の際、	の工事に着手した、東 旧規則に定める整備基準とする。	う。	の規則による改正前の東京都福祉の			5)に利用することがで 有 無		有 無			段置(*) 有 無						は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	<u> (</u>	5 to 0				- 1	は1/50以上,全宝数が200を超える場合は1/100+2以上設置
部を改正する規則		東京都知事 小 池 百合子		改正する規則を公布する。		所要の修正を加え、なお使用することができる。	旧規則別記第二号様式、第五号様式及び第九号様式による用)第九条の届出があった条例第十七条第一項に規定する特定都市施設については、	の規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」とい		L		に改める。			ž		L		21	に改める。						21 &			



この環境衛生監視員証を携帯する者は、プール等取締条例(昭和20年東京都条例第22号)の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりです。

プール等取締条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査)

37条 知事は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プール等に立ち入り、その構造設備若しくは第5条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附則

(憲)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 1

号様式による環境衛生監視員証で、現に発行済みのものは、この規則による改正後のこの規則の施行の際、この規則による改正前のプール等取締条例施行規則別記第九

プール等取締条例施行規則別記第九号様式による環境衛生監視員証の交付を受けるま

での間は、なお効力を有する。

則の一部を改正する規則を公布する。東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

(平成十四年東京都規則第二百九十三号)の一部を次のように改正する。東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規

別記様式を次のように改める。

則

Æ 1/0 艦

៕

併 Ш 別記様式 (第6条関係)

(機)

田田 шш 交付 腏り有効

年年

環境衛生監視員証

写真貼付

横 91ミリメートル 巻 55ミリメートル

> 職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりです。 な飲料水の確保に関する条例(平成14年東京都条例第169号)の規定により立入検査をする この環境衛生監視員証を携帯する者は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的

(戦

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査) 2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、環境衛生監視員と称し、そ 第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設 置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水 立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。 槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に

- ければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しな
- はならない。 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

附 則

2 1 ける安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則別記様式による環境衛生監視 で、現に発行済みのものは、この規則による改正後の東京都小規模貯水槽水道等にお 安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則別記様式による環境衛生監視員証 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小規模貯水槽水道等における この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

員証の交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

年年

月月

交付 限り有効

●東京都規則第六十六号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成十八年東京都規則第百五号)

の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式を次のように改める。

舥 \vdash ω 号樣式 (第13条関係)

(表

邖

動物監視員の証

東京都知事

横 91ミリメートル 鸄 55ミリメートル 艦

別 親 現 八 名 年 年 月 日

併

Ш Ш

大きな

係条文は、次のとおりである。 この証明書を携帯する者は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例により、動物の愛護及び管理に関する事務を行う者で、その関

(寒

第22条 知事は、飼い主が第9条第1号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させるこ

容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される吸度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ること 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを収

第32条 知事は、法第37条の3第1項の事務並びに第22条の規定による犬の収容及び前条の規定による立入検査又は調査その他の 第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他劇物の飼養若しくは保管に関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は調査させることがで

- 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物監視員を置く。 動物監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。
- 前項に定めるもののほか、動物監視員の資格その他動物監視員に関し必要な事項は、規則で定める。
- 動物監視員は、第1項に規定する犬の収容及び立入検査又は調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ

附 則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

1

2 条例施行規則別記第十三号様式による動物監視員の証で、現に発行済みのものは、こ この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する

様式による動物監視員の証の交付を受けるまでの間又はこの規則の施行の日から起算 の規則による改正後の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第十三号 して三年を経過する日までの間は、なお効力を有する

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する規則を公布

する。

令和五年三月三十一日

●東京都規則第六十七号

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する

東京都知事

小

池

百

合子

規則第二百九十一号)は、廃止する。

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則

(昭和三十九年東京都

則

この規則は、 公布の日から施行する。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百

合子

●東京都規則第六十八号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則 (昭和三十九年東京都規則第百二 一十四号) の 一 部

次のように改正する。

第八十六条第二号を次のように改める。

「二十一万六千平方メートル」に改め、同表別図を次のように改める。

別表中「斜線表示」を削り、同表大井ふ頭その二の項中「十万四千平方メートル」

13

無形固定資産

電話加入権

2 ソフトウェア仮勘定

同条第一項中「場合」の下に「又はソフトウェア仮勘定を設けて経理したソフトウェア第八十九条の二の見出し中「建設仮勘定」の下に「又はソフトウェア仮勘定」を加え、3 その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

第百二条第一項中「精算表を作成し、」を削る。第九十二条の二中「電話加入権」の下に「及びソフトウェア仮勘定」を加える。

の制作が完了した場合」を加える。

則

この規則は、公布の日から施行する。

1

事業年度から適用し、令和三年度以前の事業年度については、なお従前の例による。2 この規則による改正後の東京都臨海地域開発事業財務規則の規定は、令和四年度の

令和五年三月三十一日東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則

(昭和五十八年東京都規則第百七十五

東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

を

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する

令和五年三月三十一日

小 池 百 - 合子

特殊消防用設備等

東京都規則第七十号

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則

東京消防庁消防職員委員会規則(平成八年東京都規則第二百五十四号) の一部を次の

ように改正する。

第八条第二項中「十人」を「十二人」に改める。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都規則第七十一号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

る。 火災予防条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第百号)の一部を次のように改正す

第十四条の二第二項の表消防用設備等の項図書の欄を次のように改める。

令第三十三条の十八第一号イからハまでに掲 消防用設備等の工事の設計に関する図書で省

げるもの

の十八第一号イからハまでに掲げるもの」を加える 第十四条の二第二項の表特殊消防用設備等の項中「図書」 の下に「で省令第三十三条

並びに特殊消防用設備等試験結果報告書 号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画

別記第二号様式の五の二中「圄」を削る。

別記第二号様式の十、第二号様式の十一及び第二号様式の十四中 [----] を削る。

別記第二十号様式中「めて」を「宛」に改め、「圕」を削る。

別記第二十号様式の二中「みハ」を「浴」に改め、 ̄罒 ̄ を削る。

別記第二十三号様式中「めて」を「宛」に改め、「圄」を削る。

別記第二十三号様式の二中「めへ」を「萢」に改め、 | [----] を削る。

別記第二十六号様式中 | 罒 | を削る。

則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修 正を加え、なお使用することができる。 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則の様式(この

第十四条の三第二項の表を次のように改める。

消防用設備等 区 分 る図書で省令第三十一条の三第一項第一号イ 消防用設備等の設置に係る当該設備等に関 図 書

関する図書で省令第三十一条の三第一項第一 特殊消防用設備等の設置に係る当該設備等に 及びロに掲げるもの並びに消防用設備等試験 結果報告書

京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

第十七条 この規則において「被扶養者等」とは、次に掲げるものをいう。

(被扶養者等の範囲

第十七条を次のように改める。

●東京都規則第七十二号

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

東京都危険物の規制に関する規則 (昭和三十五年東京都規則第百六十三号) の一部を

次のように改正する。 第六条を次のように改める。

第六条 削除

別記第一号様式から第二号様式の四まで、第二号様式の五から第三号様式の十一まで

及び第六号様式の二中「圓」を削る。

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

2 記第一号様式から第二号様式の四まで、第二号様式の五から第三号様式の十一まで及 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都危険物の規制に関する規則別

び第六号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都規則第七十三号

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員互助組合規則 (昭和三十五年東京都規則第六十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十六条第一項中「の災害、死亡、結婚若しくは傷病又はその被扶養者の災害、 死

亡」を「及び被扶養者等の災害、慶弔、傷病」に改め、同項第三号中「結婚祝金」を

15

|慶事祝金| に改める。

組合員の子

組合員の父母

下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)

事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパー 明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知

トナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以

念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第1

一項の証

る者を含む。以下同じ。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理

組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

より生計を維持するもの 前三号に掲げる者以外の者で、組合員と同一の世帯に属し、主としてその収入に

号中 き組合員又は組合員であつた者の遺族」を「受けるべき者」に、「次に掲げる者」を 条」を「組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において第十六条」に、 「組合員又は組合員であつた者の死亡の当時において次に掲げる者」に改め、同条第一 第十八条の見出し中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改め、同条中 「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中 「受くべ 「第十六

たは」を「又は」に、「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改める。 「組合員であつた者」を「組合員又は組合員であつた者」に改める。 第十九条の見出し中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改め、同条第一項中「ま

第二十条中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に、 「あたつては」を「当たつて

第二十一条を次のように改める

は」に改める。

第二十一条 削除

第二十三条中「被扶養者」を「被扶養者等」に、「一に」を「いずれかに」に改める。 第二十六条第一項中「、組合員」の下に「及び被扶養者等」を加え、 「次の各号に」

2

に慰楽」を削り、 を 下に「及び被扶養者等」を加える。 「次に」に改め、 則 「経営」を「利用に関する事業」に改め、同項第二号中「組合員」 同項第一号中 「組合員」の下に「及び被扶養者等」を加え、

「 並 び の

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

この規則による改正後の東京消防庁職員互助組合規則の規定は、令和四年十一月一

付であって、 職員互助組合規則(以下「改正前の規則」という。)第十六条第一項各号に掲げる給 日から適用する。 令和五年三月三十一日までに給付事由が生じたこの規則による改正前の東京消防庁 改正前の規則第十八条に規定する遺族が給付を受けるものについては、

前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3

発 行 (増刊

26)

定 価 本号 一箇月

(郵送料を含む。) | 印 | 元 六〇〇円 刷 二 五〇円 | 刷 二 六、六〇〇円円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株

会 社 郵便番号

